

任意生命保険・任意医療保険 退職後継続制度のお取り扱い

○退職日現在、任意生命保険・任意医療保険にご加入の職員様とその配偶者の方は、退職後も現職中と同様の保障が得られます！

任意生命保険(最長年齢 75 歳 6 ヶ月まで更新可能)

(旧名称:任意共済保険)

死亡保障
高度障がい保障

任意医療保険(最長年齢 75 歳 6 ヶ月まで更新可能)

(旧名称:医療保障保険)

ケガ・病気等による
入院・手術等の保障

<退職後継続制度について>

- ・退職後継続制度は(株)日本共同システムが事務を担当しております。
- ・退職後に新規加入や増額はできません。
- ・退職後継続制度の 掛金は年払い となります。
- ・掛金をご登録の口座から毎年1月22日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に振替えます。
- ・保険期間(毎年1月1日~12月31日)の途中での脱退は出来ません。

<ご退職時のお手続き>

- ・ご退職される年の12月末まで任意生命保険・任意医療保険をご継続される場合、翌年1月からの継続の有無にかかわらず、退職後継続加入通知書兼預金口座振替依頼書のご提出が必要となります。(翌年脱退される場合でも、お届けのご住所に更新の申込書が届きますので、申込書をご提出ください。口座については還付金がある場合、受取口座として登録されます。)

<更新手続き時の注意> (7月中に退職後継続加入通知書兼預金口座振替依頼書の提出が間に合った場合)

- ・退職後継続加入通知書兼預金口座振替依頼書をご提出いただきますと、毎年9月下旬頃、ご自宅宛に翌年の加入申込書・パンフレットが届きます。
- ・申込書の提出がない場合、自動更新のお取り扱いとなります。(自動更新の場合、保障内容に変更はありませんが、掛金は保険年齢により年齢群団が変わり、更新後の掛金が高くなる場合があります。必ず申込書にて更新後の掛金の確認をお願い致します。)
- ・脱退/減額をされる方は必ず申込期間中ご提出が必要です。(ご退職時に「来年は継続しない」旨をご担当者様へお伝えした場合にも、ご自宅に申込書が届きますので、必ず脱退の申込書をご提出ください。)

<退職後継続制度のお問い合わせ先>

【事務手続き全般】株式会社日本共同システム

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-11-18 711ビルディング8F

(株)日本共同システム内 全国町村会コールセンター TEL:0120-816-156